

福岡医発第 2839 号（地）

令和 2 年 2 月 6 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会長 松 田 峻一良
(公 印 省 略)

障害年金の不利益処分等に係る理由記載の充実について

時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。

障害年金における障害等級は、障害認定基準に沿って厚生労働省（日本年金機構）が認定し、障害年金に係る不利益処分及び申請により求められた許認可等を拒否する処分が行われる場合、これまでは申請者に対して処分通知書のみが送付されておりました。

今般、行政手続法第 8 条及び第 14 条の規定の趣旨に鑑み、厚生労働省（日本年金機構）が障害基礎年金及び障害厚生年金に係る不利益処分及び申請により求められた許認可等を拒否する処分を行う場合の理由記載の充実を図るため、当該処分を行う場合、その処分理由を付記した文書（以下「理由付記文書」という。）が、従来の処分通知書と併せて申請者へ送付されることとなり、厚生労働省年金局事業管理課給付事業室より、日本医師会を通じて周知方依頼がありました。

理由付記文書においては、診断書の内容等も踏まえつつ、障害の状態に関して厚生労働省（日本年金機構）が認めた事実関係等を示した上で、厚生労働省（日本年金機構）が行った総合的な判断の理由が記載されることとなり、令和 2 年 4 月 1 日以降（腎疾患・肝疾患・代謝疾患による障害及び精神障害に係る障害の状態の再確認並びに障害の程度の増進による額改定の請求及び支給停止事由消滅の届出については令和元年 10 月 1 日以降）に認定する事案から実施されます。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただき、貴会会員への周知方よろしくお願いいたします。

小郡三井医師会より

障害福祉担当理事 古川哲也
会長 島田昇二郎

(健Ⅱ222)
令和2年1月24日

都道府県医師会
担当理事 殿

日本医師会常任理事
江 澤 和 彦
(公 印 省 略)

障害年金の不利益処分等に係る理由記載の充実について

障害年金における障害等級は、障害認定基準に沿って厚生労働省（日本年金機構）が認定し、障害年金に係る不利益処分及び申請により求められた許認可等を拒否する処分が行われる場合、これまでは申請者に対して処分通知書のみが送付されておりました。

今般、行政手続法第8条及び第14条の規定の趣旨に鑑み、厚生労働省（日本年金機構）が障害基礎年金及び障害厚生年金に係る不利益処分及び申請により求められた許認可等を拒否する処分を行う場合の理由記載の充実を図るため、当該処分を行う場合、その処分理由を付記した文書（以下「理由付記文書」という。）が、従来の処分通知書と併せて申請者へ送付されることとなり、厚生労働省年金局事業管理課給付事業室より本会に対し、別添のとおり周知方依頼がありました。

理由付記文書においては、診断書の内容等も踏まえつつ、障害の状態に関して厚生労働省（日本年金機構）が認めた事実関係等を示した上で、厚生労働省（日本年金機構）が行った総合的な判断の理由が記載されることとなり、令和2年4月1日以降（腎疾患・肝疾患・代謝疾患による障害及び精神障害に係る障害の状態の再確認並びに障害の程度の増進による額改定の請求及び支給停止事由消滅の届出については令和元年10月1日以降）に認定する事案から実施されます。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただくとともに、貴会管内郡市区医師会及び関係医療機関への周知方ご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

令和 2 年 1 月 22 日

公益社団法人日本医師会 御中

厚生労働省年金局
事業管理課給付事業室

障害年金の不利益処分等に係る理由記載の充実について

平素より年金事業にご理解・ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、今般、行政手続法第 8 条及び第 14 条の規定の趣旨に鑑み、厚生労働省（日本年金機構に事務を委託）が、障害基礎年金及び障害厚生年金に係る不利益処分及び申請により求められた許認可等を拒否する処分を行う場合の理由記載の充実を図るため、下記のとおり、不利益処分等の処分理由を付記した文書（以下「理由付記文書」という。）を作成し、処分通知書と併せて送付することとしました。

この理由付記文書においては、診断書の内容等も踏まえつつ、障害の状態に関して厚生労働省（日本年金機構）が認めた事実関係等を示した上で、厚生労働省（日本年金機構）が行った総合的な判断の理由を記載することとなりますので、貴会会員等に対して周知いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

1. 理由付記文書の記載内容

障害の程度（障害等級）の認定の考え方を示した上で、対象事案に適用した障害認定基準や当該基準に該当する事実関係等を示し、これらを踏まえた判断結果を記載します。

2. 理由付記文書の送付時期

理由付記文書の送付は、令和 2 年 4 月 1 日以降に障害の程度を認定する事案から実施します。

なお、腎疾患・肝疾患・代謝疾患による障害及び精神障害に係る障害の状態の再確認並びに障害状態の増進による額改定の請求及び支給停止事由消滅の届出に関する理由付記文書の送付については、令和元年 10 月 1 日以降に障害の程度を認定する事案から実施しています。

【本件連絡先】

厚生労働省年金局事業管理課

給付事業室 本山・鵜飼

電話 03-5253-1111（内線 3593・3603）

FAX 03-3595-2708

国民年金・厚生年金保険

このたび、年金を決定または年金額を変更しましたので通知します。(決定・変更理由等は裏面でご確認ください。)

年金の種類	基礎年金番号・年金コード
年金	

	円
--	---

今後、あなたにお支払いする年金額は左の太ワク内の金額になります。

(A) 厚生年金

1. 年金の計算の基礎となった加入期間の内訳

加入期間	月数
ア. 厚生年金保険の加入期間	
イ. 厚生年金保険の戦時加算期間	
ウ. 船員保険の戦時加算期間	
エ. 沖縄農林期間	
オ. 沖縄免除期間	
カ. 離婚分割等により厚生年金の被保険者とみなされた期間	
キ. 旧令共済組合期間	

2. 年金の計算の基礎となった平均標準報酬額等の内訳

厚生年金保険の加入期間の種類	月数	平均標準報酬額 平均標準報酬月額 (円)
ア. 平成 15 年 3 月までの期間 (ウ. 及びオ. ～ク. を除きます)		
イ. 平成 15 年 4 月以降の期間 (エ. を除きます)		
ウ. 平成 15 年 3 月までの厚生年金基金期間 (キ. 及びク. を除きます)		
エ. 平成 15 年 4 月以降の厚生年金基金期間		
オ. 昭和 61 年 3 月までの坑内員又は船員 であった期間 (キ. を除きます)		
カ. 昭和 61 年 4 月から平成 3 年 3 月までの 坑内員又は船員であった期間 (ク. を除きます)		
キ. 昭和 61 年 3 月までの坑内員又は船員 であった厚生年金基金期間		
ク. 昭和 61 年 4 月から平成 3 年 3 月までの坑内員 又は船員であった厚生年金基金期間		

3. 加給年金対象者等の内訳

加給年金対象者	
遺族加算区分	
70 歳 (障害) 下支え加算額表示	

(B) 国民年金 (基礎年金)

年金の計算の基礎となった納付済期間等の内訳

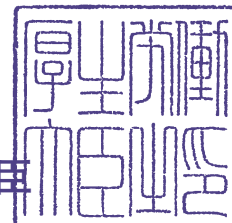
納付済期間 国民年金の 保険料	第 1 号期間 (国民年金加入期間) ※ () 内の月数は平成 21 年 4 月以降の月数です。	第 2 号期間 (厚生年金・共済等加入期間)	第 3 号期間 (厚生年金・共済等加入者に 扶養されていた配偶者の期間)

【 障害基礎・障害厚生年金の障害の状況 】

障害の等級	次回診断書提出年月	診断書の種類
-------	-----------	--------

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に文書又は口頭であなたの住所地の社会保険審査官 (地方厚生局内) に審査請求できます。また、その決定に不服があるときには、決定書の謄本が送付された日の翌日から起算して 2 か月以内に社会保険審査会 (厚生労働省内) に再審査請求できます。なお、この決定の取消の訴えは、審査請求の決定を経た後でないと、提起できませんが、審査請求があった日から 2 か月を経過しても審査請求の決定がないときや、この決定の執行等による著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他正当な理由のあるときは、審査請求の決定を経なくても提起できます。この訴えは、審査請求の決定 (再審査請求をした場合には、当該決定又は社会保険審査会の裁決。以下同じ。) の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に、国を被告 (代表者は法務大臣) として提起できます。ただし、原則として審査請求の決定の日から 1 年を経過したときは訴えを提起できません。

厚生労働大臣



【（A）厚生年金】

項番	基本となる年金額 (年額) (円)	加給年金額 または加算額 (年額) (円)	繰上げ・繰下げに よる減算・加算額 (年額) (円)	支給停止額 (年額) (円)	年 金 額 (年額) (円)

【（B）国民年金（基礎年金）】

項番	基本となる年金額 (年額) (円)	加給年金額 または加算額 (年額) (円)	繰上げ・繰下げに よる減算・加算額 (年額) (円)	支給停止額 (年額) (円)	年 金 額 (年額) (円)

項番	決定・変更年月	決 定 ・ 変 更 理 由



『ねんきんダイヤル』 年金相談に関する一般的なお問い合わせ

0570-05-1165

050 から始まる電話でおかけになる場合は
(東京) 03-6700-1165

お問い合わせの際は、基礎年金番号をお知らせください。

〈受付時間〉 月 曜 日 午前 8：30～午後 7：00
火～金曜日 午前 8：30～午後 5：15
第2土曜日 午前 9：30～午後 4：00

※月曜日が祝日の場合は、翌日以降の開所日初日に午後 7：00 まで相談をお受けします。
※祝日（第2土曜日を除く）、12 月 29 日～1 月 3 日はご利用いただけません。



来訪相談のご予約は『予約受付専用電話』へ

0570-05-4890

050 から始まる電話でおかけになる場合は
(東京) 03-6631-7521

お問い合わせの際は、基礎年金番号をお知らせください。

〈受付時間〉 月～金曜日(平日) 午前 8：30～午後 5：15

※土日祝日、12 月 29 日～1 月 3 日はご利用いただけません。

年金機構が交付する理由付記文書の例
(障害基礎年金、再認定における支給停止、精神障害（統合失調症）のケース)

決定の理由

同封の「支給額変更通知書」により通知した決定の理由については、以下のとおりです。

【認定方法】

障害の程度は、国民年金法施行令別表及び厚生年金保険法施行令別表第1、国民年金・厚生年金保険障害認定基準並びに国民年金・厚生年金保険精神の障害に係る等級判定ガイドラインに基づき、様々な要素を考慮したうえで、総合的に認定することとしています。

【障害認定基準】

精神の障害の程度は、その原因、諸症状、治療及びその病状の経過、具体的な日常生活上級等により、総合的に判断するものとし、日常生活が著しい制限を受けるか又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のものを2級に認定するとされています。

統合失調症の2級に相当するものを一部例示すると、「残遺状態又は病状があるため人格変化、思考障害、その他妄想・幻覚等の異常体験があるため、日常生活が著しい制限を受けるもの」です。

【判断の根拠となった事実関係等】

あなたの障害の状態、日常生活状況等に関しては、以下の事項が認められます。

- ・「日常生活能力の程度」は「(3)精神障害を認め、家庭内での単純な日常生活はできるが、時に応じて援助が必要である」であり、「日常生活能力の判定」(程度の軽いほうから1～4の4段階評価に置き換え、その平均を算出したもの)は1.5以上2.0未満であること
- ・一人暮らしであること
- ・一般企業で一般雇用、週に5日、コンピュータープログラムを作る仕事をしていること、仕事場での援助の状況や意思疎通の状況は「無し」であること
- ・福祉サービスの利用がないこと
- ・平成〇年〇月から平成〇年〇月まで継続して厚生年金保険被保険者であること

【判断】

以上のことから総合的に判断すると、あなたの障害の程度は、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のものとは認められませんので、1級及び2級の障害の状態に該当しないと判断しました。